

マイナ保険証利用登録が確認できていない方へ



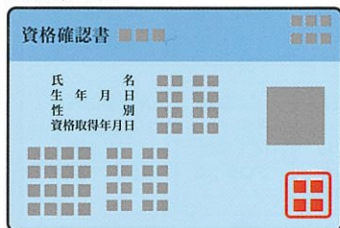
保険証代わりに使える 資格確認書を交付します

従来の健康保険証は2025年12月2日で完全に廃止され、マイナ保険証による受診に完全移行します。そのため、健康保険組合ではその前にマイナ保険証をお持ちでない方へ、保険証代わりに使える「資格確認書」をお送りします。

便利な
マイナ保険証
への切替を
おすすめします！



資格確認書



※マイナ保険証の利用登録が確認できない方へ事業所の担当者を通じてお送りします。

交付対象者（申請不要）

- マイナンバーカードを取得していない方
- マイナンバーカードを取得しているが健康保険証利用登録を行っていない方
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れて、マイナ保険証が使えなくなった方
- マイナ保険証の利用登録解除申請中または登録解除した方

こんな場合は申請により交付します

- マイナ保険証による受診が困難（高齢、障害等で第三者のサポートが必要な方）
- マイナンバーカードを紛失・更新中の方
- 資格確認書を紛失した・棄損した方
(再交付の自己負担額1,000円)

「子ども・子育て支援金」制度が始まります

2026年4月分保険料より支援金の負担をお願いします

「子ども・子育て支援金」は、国民全体に支援金を拠出してもらい、少子化対策財源にあてる制度です。支援金は健康保険料、介護保険料と合わせて徴収され、健康保険組合を通して国へ納付することが法律で義務付けられました。

支援金率は2026年度から2028年度にかけて段階的に引き上げられ、2028年度に0.4%程度で固定され、そこから事業主との折半になるので、みなさまの負担は0.2%程度となる見込みです。

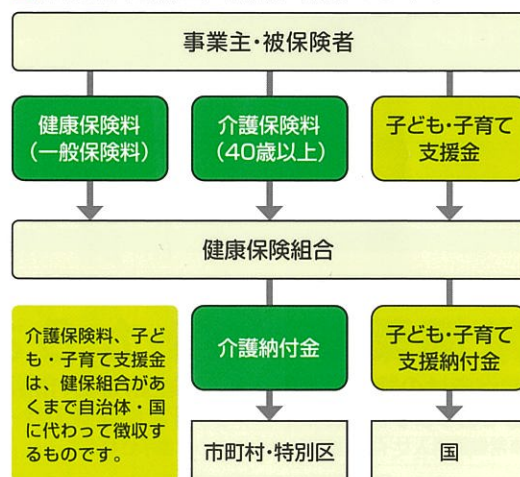
支援金の使いみち

こども未来戦略「加速化プラン」の施策に使われます

- 児童手当拡充
- 妊婦のための支援給付
- 育児休業給付の引き上げ
- 育児時短就業給付の創設
- こども誰でも通園制度
- 国民年金被保険者の育児期間の保険料免除 など



■保険料・支援金の徴収・納付のしくみ



10月1日
から適用

19歳以上23歳未満（配偶者を除く）の被扶養者認定要件について

～年間収入130万円未満から150万円未満に変更～



健康保険における被扶養者の年間収入要件は、130万円未満(60歳以上または障害者は180万円未満)とされていますが、配偶者を除く19歳以上23歳未満の被扶養者については、150万円未満となりました。この変更は最近の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から税制が見直されたことによるもので、2025年10月1日からの適用です。

※学生でなくても対象となります。

※年間収入が150万円未満かどうかは、今後1年間の収入見込みから判定します。

年齢はその年の12月31日現在で判定されます

18歳の誕生日を迎える年	130万円未満
19歳の誕生日を迎える年から 22歳の誕生日を迎える年	150万円未満
23歳の誕生日を迎える年以降	130万円未満

編集後記

2025年7月発行のUCHIDA Family (表紙参照) に、17グループ会社の健康経営の取り組みが特集されました。朝礼時に社員の健康体験の発表、水耕栽培で育てた無農薬野菜の全社提供、健康アプリを利用した方にアイマスクのプレゼント、社内旅行を通じてよりよい職場環境づくり、ワーケーション制度の導入、毎朝ラジオ体操の実施など、オリジナリティにあふれています!! (YAMAMOTO)